

リーガル文書翻訳はAIBSにおまかせください

就業規則の翻訳は お済みですか？

従業員に周知されていない就業規則は法的な効力を持ちません。

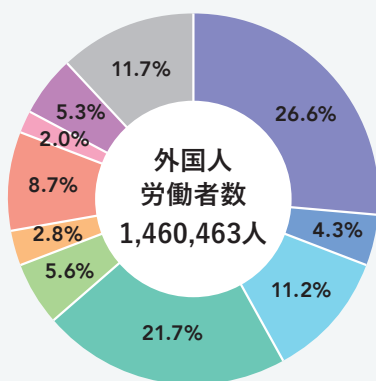
外国人従業員に正しく労働ルールを理解してもらうために、母国語への翻訳をおすすめします。

AIBSは外国人従業員を雇用する事業主の皆さまの社内規則や教育資料の翻訳をお手伝いします。

外国人従業員は貴社の就業規則を正しく理解されていますか？

外国人従業員のなかには英語が理解できない人もいます。

AIBSは45か国語の翻訳に対応できますので、まずはご相談ください。



日本で働く外国人労働者の国籍別割合

中国（香港等を含む） 389,117人	ブラジル 127,392人
韓国 62,516人	ベルー 28,686人
フィリピン 164,006人	G7/8+オーストラリア+ニュージーランド 77,505人
ベトナム 316,840人	その他 171,253人
ネパール 81,562人	
インドネシア 41,586人	

出典：厚生労働省（「外国人雇用状況」の届出状況まとめ）
2018年10月末現在

アビリティ・インタービジネス・ソリューションズ(AIBS)は、言語のプロとして、グローバルビジネスで発生するさまざまな課題を解決するお客様のベストパートナーを目指しています。

翻訳取り扱い件数：約8,000件／年

取引先数：約300社

翻訳スタッフ：社内40名・社外700名以上

取り扱い言語：45か国語

認証取得：ISO17100、ISO27001

技術文書やリーガル文書翻訳で **30年の実績**

外国人雇用にあたり社内規則や教育資料の整備はお済みですか？

外国人従業員を雇用する場合、就業規則を正しく理解してもらうこと以外にも、事業主の皆さまが努めるべきことがあります。

安全衛生の確保

安全衛生教育の実施 当該外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うこと。特に、使用させる機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法等が確実に理解されるよう留意すること。

安全衛生設備基準、安全衛生基本行動基準、安全衛生教育テキスト

適切な人事管理、教育訓練、福利厚生 等

教育訓練の実施等 教育訓練の実施その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、母国語での導入研修の実施等働きやすい職場環境の整備に努めること。

情報セキュリティ教育、コンプライアンス教育

出典：厚生労働省「外国人雇用のルールに関するパンフレット」

よくあるご質問

Q そもそも社内規則や教育資料は翻訳が必要ですか？

A 必ずしも必要ではありません。外国人従業員の方が日本語で書かれている社内規則や教育資料をきちんと理解できれば翻訳は不要です。

Q 翻訳が必要な文書にはどんなものがありますか？

A 実績としては以下文書の翻訳をお手伝いしました（抜粋）。

就業規則、労使協定書、賃金規程、退職金規程、出張規程、財形貯蓄規程、社宅規程、
育児・介護休業等取扱規程、行動規範、人事評価基準書、社員教育資料、品質マニュアル、作業手順書

Q 翻訳にかかる日数はどのくらいですか？

A 内容の難易度によって異なりますが、標準的な翻訳日数は以下ようになります。

英文和訳の場合 原文英語 2,000ワード → 2営業日

和文英訳の場合 原文日本語 4,000文字 → 2営業日

上記のほかに、準備と仕上げに前後1営業日ずつ必要です。

Q 翻訳費用はどのくらいですか？

A 基本は原文のワード数または文字数×単価で算出します。料金は翻訳文書の言語や内容によって異なります。お見積もりは無料ですので、お気軽にお問い合わせください。



株式会社 アビリティ・インタービジネス・ソリューションズ <http://www.a-ibs.com/>

本社	〒730-0025 広島県広島市中区東平塚町1-14 大興平塚ビル3F	TEL.082-241-7532
東京支店	〒101-0047 東京都千代田区内神田2丁目15-4 司ビル6F	TEL.03-5296-7410
長野支店	〒390-0815 長野県松本市深志1丁目4-25 松本フコク生命駅前ビル3F	TEL.0263-88-3461
大阪支店	〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島7丁目1-20 第1スエヒロビル2F	TEL.06-6886-0022